

## 農業基盤整備への国の責任ある配慮を求める要望意見書

地方分権改革推進法の成立以来、地方分権改革推進委員会における国から地方への権限移譲に向けた第二期地方分権改革の議論が積極的に進められています。

現在、地方分権推進委員会の第2次勧告に向けた「国の出先機関の見直し」に関する集中審議が行われ、全国知事会においては、「国営事業を地方に移譲すべき」と主張するなど、今後の議論の行方によっては、第一次産業を地域の経済基盤とする北海道の多くの市町村で実施されている農業基盤整備事業等の国営事業の推進に多大な影響を与える可能性があります。

国営事業で整備された農業水利施設等は、近年、著しく老朽化が進んでおり、将来とも十分な施設機能を発揮できる状態を保ち、国民への食糧供給地としての役割を果たすためには、国の責任において引き続き国営造成施設等を確実に整備・維持・更新することが重要です。

よって、政府においては、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

### 記

- 1 これまで国が行ってきた様々な農業基盤整備事業等について、地方分権改革によって遅滞することなく必要な財源の確保を含めた慎重な検討を行うこと。
- 2 我が国における食糧の安定供給や国土保全の観点から、地域で真に必要な農業基盤整備事業等が実施されるよう国が責任を持って施策の決定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月25日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎